

「点検整備済ステッカー」従来の色順番に年毎（4色区分）に変更されます

定期点検整備促進協議会（自動車関係 10 団体で構成）では、「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁のご指導のもとに、引き続き平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間、「定期点検整備促進運動」を実施することになりました。

これに伴い、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカーが国土交通大臣より指定されました。

また、ステッカーの地色を従来どおり年毎に区分して頂きたい旨の要望を日整連へ行っておりましたが、今般、日整連と国土交通省との協議の結果、従来の色の順番に変更されることとなりました。

これにより、平成 20 年用は赤色、平成 21 年用は緑色、平成 22 年用は橙色、平成 23 年用は青色となり、以降、「赤色」、「緑色」、「橙色」、「青色」の 4 色を順番に使用することとなりました。

《定期点検整備促進対策要綱》**1. 目的**

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

2. 実施期間

平成 19 年 4 月 1 日より平成 20 年 3 月 31 日までとする。

3. 普及・促進対策

1. 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のための PR
2. 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
3. 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかる受入体制の充実促進
4. 点検整備済ステッカーの貼付

4. 実施要領**1. 自動車使用者に対する PR**

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページにより PR する。

また、日整連等は、点検整備促進全国キャンペーン等の各種イベントを開催し、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2. 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3. 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4. 点検整備済ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、自動車使用者に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車・小型自動車（二輪車を除く）・軽自動車（二輪車を除く）・大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

- ① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
- ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
- ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」

または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行なうとき。

(ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

(ハ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は平成19年4月1日より平成20年3月31日とする。

(ニ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は平成21年4月30日までとする。

(3) ステッカーの剥離

(イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、下記のとおりとする。

(5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの貼付ができなくなることがあります。



環境に優しい整備事業場に対する顕彰について

(関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

循環型社会の構築に向け、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取組の活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取組む傘下整備事業場に対する、標記の顕彰制度を環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会に協力し、下記により推薦します。

記

『(社) 山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰推薦』

社団法人山梨県自動車整備振興会会員のうち、整備振興会会長は環境対策への取組が積極的と認められる者「環境指向型事業者」を推薦する。

1. 環境対策への取組が優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き続き基準維持事業場として環境改善に取組む者。
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 整備振興会等の定款・各種規約への遵守状況が良好な者。
5. 振興会及び支部等の諸活動に協力的な者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。
7. 表彰の推薦は、原則として毎年3月に行うものとする。

【表彰申請】

1. 申請受付期限

平成19年2月28日（水）まで

2. 申請方法

申告用紙（表彰申請用紙）は振興会ホームページの「会員ページ」からダウンロード、もしくは指導・教育部門窓口に用意されています。申請を希望される事業場は、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰以後3年以上連続して優良な事業場は、関東運輸局長表彰に推薦いたします。

5. 当会以外の団体（自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合、自動車タイヤ販売店協会）にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

なお、環境に優しい優良事業者審査基準並びにグリーン工場への挑戦（裏面のチェック項目が申告書の内容）を添付しますのでご参照下さい。

環境に優しい優良事業者審査基準

区分	項目	基準
マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者と契約しているか	1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者（以下、「処分業者」という。）と個別に委託契約している。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）が適正。
	②マニフェストを交付しているか	1. マニフェストは、電子マニフェスト又はA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、紙の場合B1以下の票を、棄物処理法に基づき処分業者に交付している。 2. マニフェストの電子管理又は交付台帳を作成している。
	③マニフェストを保管しているか	1. 回付されたマニフェストを5年間保管している。 2. 5年の実績がない場合は、全て（最も古い物から最も最近の物まで）保管している。 3. 90日以内にB2票及びD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を山梨県知事に提出している。
使用済み自動車等の処理	①電子マニフェストを交付し適正処理しているか	1. 電子マニフェストにより取引・引渡し報告をしている。 2. 有価物として処分業者に引き渡す場合についても、電子マニフェストにより処理している。
	②事前選別を実施しているか	1. 廃油、廃ラジエータ液（LLC）、燃料、廃バッテリー等を事前選別し処分業者に排出している。
	③自動車リサイクル法に基づく適正処理をしているか（フロン）	1. 自動車リサイクル法に基づく引取・回収事業者の登録をしている。 2. 使用済み自動車から回収したフロンを自動車リサイクル法に基づくフロン回収システムで破壊処理している。また、整備車両から回収したフロンも適正に処理をしている。
	④フロン回収実績表を作成し回収・破壊の把握をしているか	1. フロンの回収実績表を作成し、回収・破壊の把握をしている。
	⑤自動車リサイクル法に関し、適切な情報提供をしているか	1. 使用者に、自動車リサイクル法の趣旨、リサイクル料金等に関する情報を提供している。
	⑥エアバッグを適正処理しているか	1. 自動車リサイクル法に基づく解体業者の登録をしており、使用済み自動車等のエアバッグを適正処理している。又は、自動車リサイクル法に基づく解体業者に引き渡している。
廃部品等の処理	①マニフェストを交付し適正処理しているか	1. 廃部品等（廃油、廃ラジエータ液（LLC）、鉄くず、プラスチック、ガラス等）の処理について、マニフェストを交付している。
	②産業廃棄物を分別して保管しているか	1. 産業廃棄物を種類毎に分別して保管している。
	③保管場所には有害物質の流出等の防止対策が施されているか	1. 保管場所には、周囲に囲を設け、床はコンクリート等により地下浸透防止対策を施している。 2. 保管場所には、屋根等を設け、雨水等による流出防止対策を施している。
	④保管場所には廃棄物の種類の掲示等があるか	1. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示している。 2. 保管場所には、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。
	⑤廃タイヤを適正回収ルートで処理しているか	1. タイヤ販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑥廃バッテリーを適正回収ルートで処理しているか	1. 自動車電装品販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑦廃塗料を適正回収ルートで処理しているか	1. 塗料からシンナーを除去する装置を保有し適正に処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。

環境 保 全 の 向 上	①自動洗車機の設置届出をしているか	1. 山梨県知事に届出している。 2. 公共下水道に排水する場合は、公共下水道管理者に届出している。
	②騒音、振動についてコンプレッサー等の設置届出をしているか	1. コンプレッサーの定格出力が7.5キロワット以上の場合は、騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村に届出している。
	③塗装ブースの設置届出をしているか	1. 労働安全衛生法に基づき、労働基準局に、有機溶剤設備設置届出をしている。 2. 集塵装置等が設置されている。
	④汚泥の処理についてマニフェストを交付しているか	1. 廃棄物処理法に基づき処分業者と個別に委託契約している。
	⑤作業場、駐車場にオイルがこぼれていなか	1. 作業場、駐車場等は、廃油、廃ラジエータ液(LLC)の飛散等により周辺土壤を汚染するとの無いよう管理している。
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所は廃棄物が溢れないよう管理しているか	1. ゴミ箱、廃棄物保管場所等には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない。 2. 廃棄物は、定期的に処分しており、大量に保管することの無いよう管理している。
	⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていないか	1. 廃棄物は、所定の場所に保管している。
	⑧敷地内の整理整頓等を定期的に実施しているか	1. 作業場、事務所の整理整頓及び雑草の除去を定期的に行う等、環境美化に努めている。
	⑨浄化槽の清掃を定期的に実施しているか	1. 浄化槽の清掃を定期的に実施し、オイル等の流出を防止している。
	⑩一般廃棄物を適正処理しているか	1. 事務所から排出されるゴミは、分別して排出している。
	⑪廃棄物は焼却処分とせず適正処理しているか	1. ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却せずに適正に処理している。
リ サ イ ク ル 部 品 の 活 用	①リサイクル部品の情報を使用者に提供しているか	1. 整備依頼を受けた時、使用者に、当該整備に係るリサイクル部品の使用について、新部品を使用した時との価格差を含め情報を提供している。
	②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示はあるか	1. リサイクル部品の取扱いが可能な旨の掲示をしている。
	③リサイクル部品の入手ルートを確保しているか	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。
	④リサイクル部品について保証期間を明示しているか	1. リビルト部品には保証期間を設け、この旨明示している。 2. リユース部品について、保証の有無等について説明している。
	⑤リサイクル部品を積極的に使用しているか	1. 使用者からのリサイクル部品の使用依頼について、積極的に応じている。

環境に優しい自動車整備関連事業場チラシ

環境にやさしい自動車整備関連事業場

グリーン工場への挑戦

「環境汚染を防止しよう、環境を維持保全しよう」

グリーン工場とは、環境にやさしい自動車整備関連事業場のことです

具体的には

- 1) シーケンサル部屋の積極的活用
- 2) フロン回収、破損機器的取扱い
- 3) 使用済み自動車適正処理
- 4) 廃油品の適正処理
- 5) マニフェストの適正処理
- 6) 事業活動の環境対策
- 7) 有機物質の人手、土壤汚染等の取扱い必要となります。

社団法人 山梨県自動車整備振興会
山梨県自動車整備商工連合会

AMS

R100 |   この自動車整備士の資格について
新規就職・転職・人材派遣・人材紹介について

区分	使用済み
マニフェスト	①環境意識教育、小規模回収実習 ②マニフェスト会員登録会員登録 ③マニフェスト会員登録会員登録
有機物質回収実習の認定	④マニフェスト会員登録会員登録 ⑤当面回収実習会員登録会員登録
ラフターンの適正処理実習会員登録	⑥フロン・廃油実習会員登録会員登録 ⑦当面ラフターン会員登録会員登録
油アラバッジの回収実習会員登録	⑧当面油アラバッジ会員登録会員登録
土壤汚染の回収実習会員登録	⑨土壤汚染の回収会員登録会員登録

平成18年度第2回自動車整備士技能登録試験が実施されます

標記試験が次のとおり実施されますので振興会、教育課にお申込下さい。

登録試験申請用紙は教育課に用意してあります。

1. 実施種目 1級小型自動車 2級ガソリン自動車
2級ジーゼル自動車 2級シャシ自動車
3級自動車ガソリン・エンジン 3級自動車シャシ
3級自動車ジーゼル・エンジン 自動車車体
3級二輪 自動車電機装置
2. 申込期間 **平成19年1月22日（月）～1月26日（金）**
3. 試験日 **平成19年3月25日（日）**
口述試験（1級のみ）平成19年5月13日（日）
4. 試験会場 振興会研修センター
5. 受験資格 1級受験者は2級合格後3年以上の実務経験者
2級受験者は3級合格後3年以上の実務経験者
3級受験者は1年以上の整備作業実務経験者
注）実務経験の短縮
2級 大学機械科卒業者 1.5年
高校機械科卒業者 2.0年
3級 大学・高校機械科卒業者 0.5年
6. 申込時に持参するもの
①登録試験申請書（教育課窓口にあります）
②受験手数料（用紙代等を含む）
1級・・・4,200円
1級以外…2,400円
③1級受験者は2級の合格証
2級受験者は3級の合格証
④写真1枚（縦6cm×横4.5cm）
⑤印鑑
⑥はがき（受験者の住所、氏名を記入して下さい）
1級・・・4枚
1級以外…2枚

自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成19年3月25日（日）に実施される登録学科試験を受験しようとする者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので受講をお勧め致します。

1. 種目 1級小型自動車（少人数のときは開講しない場合があります）
2級ガソリン自動車
3級自動車ガソリン・エンジン

2. 研修日

1級小型自動車（4日間）		
第1日	2月19日（月）	9:10～16:00
第2日	2月26日（月）	9:10～16:00
第3日	3月5日（月）	9:10～16:00
第4日	3月12日（月）	9:10～16:00

2級、3級ガソリン（3日間）		
第1日	2月27日（火）	9:10～16:00
第2日	3月6日（火）	9:10～16:00
第3日	3月13日（火）	10:00～16:00

3. 講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習

4. 使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等
※下記のテキストは、各自で持参して下さい。

○ 1級小型自動車

1級小型テキスト 法令教材

○ 2級ガソリン自動車

2級ガソリンエンジン・シャシ編 法令教材

○ 3級自動車ガソリン・エンジン

3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

5. 受講料 1級・・・・20,000円（資料代含む）

2級、3級・・・15,000円（資料代含む）

6. 受付期間 1月22月（月）～2月16日（金）

7. 申込方法 申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp/index2.html>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入のうえ、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

平成18年度整備主任者（技術）研修を開催しています

標記技術研修については、自動車分解整備事業者の遵守事項による整備主任者研修の受研義務となっています。

なお、研修日程等のご案内は、郵送にて各事業場へ通知しますので、必ず受研されますようお願いします。

※ すでに該当支部において研修が終了している未受講の事業所は、下記日程に必ず受講されますようお願い致します。

1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者
(1事業場1名以上)
2. 研修場所 振興会教室・実習場
3. 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
4. 研修内容 (学科) ①新機構、新装置について
(実習) ①電気配線図を活用する診断技術
②新型車・新機構の整備
5. 研修費 6,500円(学科編、実習編テキスト代を含む)
6. 研修時間 受付 9:00~9:30
研修 9:30~16:00
7. 研修日程 下表を参照して下さい

月 日	該当支部
19年1月11日(木)	峡北・塩山
1月18日(木)	日下部・南巨摩南
2月 1日(木)	韮崎・上野原
2月 8日(木)	南アルプス南・東八(2)
2月15日(木)	その他

子ども110のお店PRについて

安全・安心なまちづくりに貢献する事業活動の一環として、犯罪や不審者によるさまざまな危険等から、大切なお子様を守る緊急避難連絡所として、「子ども110番のお店」開設しております。

今回、都留文化大学付属小学校と富士吉田市立明見小学校にて、多くの関係機関・学区地域に該当する会員様のご協力により「子ども110番のお店」周知啓蒙の機会を得ることができました。

概要については下記のとおりです。

【都留文化大学付属小学校】	【富士吉田市立明見小学校】
平成18年12月5日(火) 9:00~9:30	平成18年12月22日(金) 9:10~9:30
【セレモニー】	
1. 開会	
2. 「てんけんくん」「せいびちゃん」による「子ども110番のお店」説明	
3. 「子ども110番のお店」看板、校内掲示用ポスター、保護者宛チラシ 「子ども110番カレンダー」引渡	
4. 防犯講話 山梨県都留警察署及び富士吉田警察署生活安全課	
5. 閉会	

当日ご協力頂いた各支部の皆様、ありがとうございました。



《都留文科大学附属小学校》



社用車貼付マグネットステッカー



工場掲示看板



《富士吉田市立明見小学校》

経営委員会が開催されました

経営委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

- ◇日 時 平成18年12月14日（木） 17：00
- ◇場 所 振興会 会議室
- ◇出席者 根津委員長 田口副委員長 新海委員 田村委員 三浦委員 大村委員
- ◇会議事項
1. 産業廃棄物の適正処理等環境対策について
(産業廃棄物適正処理ガイドブック、産業廃棄物処理業者名簿検討)
 2. 顕彰による環境指向型事業場の意識高揚について
(環境にやさしい整備事業場に対する顕彰推薦基準について)
グリーン工場への挑戦（環境にやさしい自動車整備関連事業場）チラシ作成
 3. 「子ども 110番のお店」ぬりえカレンダーについて
 4. 報告事項 ①「子ども 110番のお店」周知啓蒙活動
②自動車点検整備促進キャンペーン
③経営研修会中間報告
 5. その他

第1回、2回経営研修会が開催されました

第1回、2回経営研修会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

◇日 時 平成18年12月7日、14日（木）19:00～

◇場 所 振興会 大講堂

◇研修内容 研修内容は下記のとおりです

I. 個別企業のケーススタディ①

钣金塗装・車検整備が主力業務の整備工場の場合

II. 個別企業のケーススタディ②

新車車両販売が主力業務の整備工場の場合



受講者の皆様方、大変ご苦労さまでした。第3回の経営研修会が皆様の実りあるものになればと思っています。残り3回の研修会におかれましても引き続きよろしくお願いします。

【研修日程】

回 数	日 時	研修テーマ
第3回	平成19年1月18日（木）	①個別企業ケース・スタディ③
第4回	平成19年2月1日（木）	①具体的改善策の研究
第5回	平成19年2月8日（木）	②税制対策について

研修時間は19:00～21:00の開催になります

※ 第3回研修会は1月11日（木）の予定でしたが、都合により18日（木）に変更となりました。

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

当日ご協力頂いた甲府西支部、甲府南支部の皆様、ありがとうございました。

	日時	実施場所	参加者	摘要	
甲府警察署	12月11日(月) 13:30~16:00	県立美術館 駐車場	運輸支局 6名 振興会 2名 甲府西支部 5名	総検査車両数 134台 不良車両数 21台 整備命令 1台 口頭警告 20台 車検切れ 0台	
高速警察隊	12月19日(火) 13:30~16:00	中央高速道 昭和IC	運輸支局 6名 振興会 2名 甲府南支部 5名	総検査車両数 105台 内軽油抜取検査台数 15台 不良車両数 11台 整備命令 0台 口頭警告 11台 車検切れ 0台	